



別寒辺牛湿原とルパン列車



発行所 釧路市宮本1丁目2番4号 **釧路土地家屋調査士会** TEL.0154-41-3463 編集 広報 部 制作 (株) 藤プリント

第120号

□ 目 次 □

○御	挨	拶		釧路土地家屋調査士会	会		長	丸	尾	教	綱3
○御	挨	拶		釧路地方法務局	局		長	村	井		誠4
○御	挨	拶		釧路司法書士会	会		長	佐	渡	正	幸5
○御	挨	拶	釧路公共嘱託	七登記土地家屋調査士協会	理	事	長	瘧	師	敏	幸6
○就(壬 挨	拶		釧路土地家屋調査士会	副	会	長	野	田	幸	夫7
○支部	長京	光任のご 接	矣拶	釧路土地家屋調査士会	才才	ーツク支	部長	横	山	太	郎8
○日本	土地	也家屋調査		寺総会報告及び日調連報告 事兼釧路土地家屋調査士会		会	長	松	田		整9
○北海	道っ	ブロック協	協議会定時総会幸	报告	理		事	加	納	芳	郎10
○民法	大改	女正から 1	年を経て	釧路土地家屋調査士会	顧	問弁護	生士	簑	島	弘	幸11
○もう	ひと	こつの資格	文	釧路土地家屋調査士会	釧	路 支	部	下儿	川部	清	美12
Oこれ	しまて	での出来事	Į.	釧路土地家屋調査士会	+	勝 支	部	田	Ш	勝	雄13
○北見	市西	百富地区、		法14条地図作成作業を終 登記土地家屋調査士協会		トーツクラ	支所	澤	田		武14
○入会	きのこ	ご挨拶		釧路土地家屋調査士会	才才	トーツクラ	支部	角	鹿	敏	広15
○オン	/ライ	イン申請⊄	りすすめ	釧路土地家屋調査士会	業	務	部・		•••••		16~17
○ 会の	ううこ	ごき					•••••		•••••	•••••	18
○会」	員 異	動					•••••		•••••		19
○編4	集 後	· 記									19



表紙は語る

別寒辺牛湿原は、釧路湿原と霧多布湿原の間に位置しています。

アニメ「ルパン三世」の作者・モンキーパンチ氏の出身地が道東の浜中町であることから、その沿線のJR花咲線を中心に、ルパン三世ラッピング列車が運行されています。

花咲線が釧路〜根室間の全線で開通したのが1921年8月。今年で100周年を迎えます。

写真提供:谷口成実氏(釧路市在住)

(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)



御挨拶



釧路土地家屋調査士会

会長 丸 尾 教 綱

釧路土地家屋調査士会 令和三年度定時総会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

先ず昨年の報告ですが、土地家屋調査士法が制定され七○周年で、全国各単会でも独自に周年事業を行いました。当会でも釧路市「旧五十嵐家住宅」が、国の登録有形文化財の建造物として正式に登録されたことと連携させてもらい、建物表題変更・建物滅失登記、3Dデータ化・映像化をさせて頂きました。釧路地方法務局管内の北海道新聞に広告と併せて掲載しましたので、目にされた方もおられると思います。

続きまして分離発注の件ですが、一昨年一二月釧 路地方法務局管内の45市町村に「分離発注のお願い」 として文書を送付しました。今年度もこれから同様 の文書を発出しようと準備を行っております。現状、 直接「分離発注・全部発注を行います。」との報告等 は受けてはおりませんが、釧路市港湾部では「登記 に関する一筆地分筆測量業務 | の全部発注をいただ き、既に公嘱協会で受注しております。又、十勝で も「用地確定測量後」の分筆登記業務を公嘱協会へ 「分離発注」して頂き業務を受託したケースもあり ます。これは業務発注を聞いた個々の調査士が「自 分たちにしか受託できない業務 | と官公署担当官に 説明し、分離発注又は全部発注に至ったものと伺っ ております。会員の皆様も積極的に同様の処理をし て頂けるよう、官公署に提言することをお願いしま す。

次に「法14条地図作成作業」です。昨年度は「北 見市西富町地区・美山町南地区」での二年目作業が 終了し「確定率が100%」と作業に携わって頂いた 社員の皆様にはこの場を借りて厚くお礼を申し上げ ます。

本年度は「釧路市宮本地区・弥生地区」が二年目作業、また一年目作業として「帯広市柏林台地区」が作業対象地区として入札に参加します。本会としても業務をこなせる作業班を確保することが重要と考えておりますので、会員の皆様の多数のご参加をお願いします。

続いて「調査士報告方式」についてですが、平成 27年からの本会事業である「オンライン申請のサポート」は今年度も継続しております。サポートの必 要な方は、遠慮無く本会まで申し付け下さい。

先日「所有者不明土地・空き家問題」を解決するため相続登記等の義務化関連法案が可決成立しました。三年以内の施行を予定しています。この法改正は私ども土地家屋調査士に直接の関係はありませんが、この義務化に伴い遺産分割協議に関連した「土地分筆登記」や「未登記建物の表題登記」の依頼が増加すると思われます。又、住所変更登記の義務化により、隣地立会いのための所有者探索が多少なりとも楽になりそうです。我々は日頃から測量の現場で、所有者不明土地或いは相続登記未了の土地に遭遇しております。この登記未了の方々には積極的に手続きの推進を広報することも、我々土地家屋調査士の使命かと考えます。

更に、新たに創設された「相続等により取得した 土地所有権の国庫への帰属に関する法律」では、国 庫帰属の承認の要件として「境界が明らかな土地、 その他の所有権の存否、帰属または範囲について争 いのない土地」が条件です。新法では民間資格者を 活用することが両院で付帯決議されており、国庫帰 属承認のための法務局実地調査に、我々土地家屋調 査士又は公嘱協会の活用を薦めていることになって います。

本会としては関係各署と連携し又、皆様方からは 忌憚のないご意見をいただき、さまざまな問題に対 応していく所存です。

本日、本総会におきまして、会費の値上げを含む 会則改正に関する件等の議案について、ご提案を申 し上げますので、ご審議のほど宜しくお願い致しま す。

結びになりますが、ご参会の皆様のご健勝と、本会の益々の発展、そしてこの感染症の早期終息を祈念致しまして、簡単措辞ではありますが、挨拶とさせて頂きます。



御挨拶



釧路地方法務局

局長 村 井 誠

この度、貴会会報誌の寄稿の機会をいただいたので、一言御挨拶申し上げます。

釧路土地家屋調査士会及び会員の皆様におかれては、日頃から不動産における登記行政の円滑な運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスが全国で猛威を振るい、当局 管内においても新型コロナウイルスの新規感染者が 連日報告されている状況ですが、ワクチン接種の推 進により感染が少しでも早く終息することを願って います。会員の皆様におかれても、感染予防に万全 を期して業務に当たられるようお願いいたします。

さて、せっかくの機会ですので、今年度における いくつかの施策について申し上げたいと思います。

はじめに、登記所備付地図作成作業についてです が、1年目作業として、帯広支局管内の帯広市柏林 台地区における補助基準点の設置作業のほか、2年 目作業として、本局管内の釧路市宮本及び弥生地区 において、画地調整に基づく復元測量を行う予定と なっています。昨年に引き続き緊急事態宣言が発令 され、立会作業や測量業務にも影響がある中、計画 に支障を来すような遅れもなく実施されており、会 員である作業担当者の皆様の御協力に感謝申し上げ ます。登記所備付地図作成作業は、経済の活性化や インフラ整備といった観点から、様々な事業者及び 地域住民から多くの期待が寄せられているところで あり、近年は気候変動等によるこれまで経験したこ とがないような事象により多発している自然災害へ の備えという観点からも、登記所備付地図の整備作 業は強く進めていかなければならない事業であると 考えています。

次に、人口減少・高齢化が進む中、いわゆる「所有者不明土地問題」への対応が政府における喫緊の課題とされています。その課題に対応すべく「長期相続登記等未了土地解消作業」及び「表題部所有者

不明土地解消作業」を実施しています。当局において、これまでに長期相続登記未了土地における登記名義人228名、表題部所有者不明土地における対象土地50筆について探索を終え、登記官による職権登記を行っているところです。今年度においても、昨年度と同数の作業に着手することとしており、現在、作業対象となる地区の選定が終了し、作業対象となる土地所有者の探索を開始しているところです。

また、筆界特定事件について、平成18年の制度創設以来、本年3月末までに全国で38,183件の筆界特定事件の申請が受理され、36,365件の事件が終了しています。これはひとえに筆界特定制度が土地の境界問題を解消する上での有力な方策であると国民に認識されているからであると考えます。近年、当局管内においては申請事件が非常に低迷しているところ、平成30年度には、当局及び筆界問題解決支援センター道東との合同による「筆界・境界問題に関する相談所」を設置し、筆界に関する問題の解決方法について適切な助言等を行う体制も構築されていますので、会員の皆様におかれては、筆界特定制度及び同相談所の周知について引き続き御協力いただくようお願い申し上げます。

さらに、昨年3月27日に招集された通常国会において、「土地基本法等の一部を改正する法律」が成立し、登記所備付地図の給源の一つである地籍調査事業において筆界特定手続を活用するため、地籍調査の実施主体である地方公共団体からの筆界特定の申請が可能となりました。これからも地図事業の重要性に鑑み、本制度が適切に運用されるよう更なる推進を図っていきたいと考えています。

最後に、皆様がこれまで培ってこられた専門的知識をいかし、引き続き御活躍されますことを期待するとともに、釧路土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を心から祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00



御挨拶



釧路司法書士会

会長 佐 渡 正 幸

本日、ここに釧路土地家屋調査士会、令和3年度総会が開催されるにあたりまして、釧路司法書士会を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

まずをもちまして、日頃より釧路司法書士会の運営並びに事業に際し、貴会役員並びに会員の皆様に大変お世話になりありがとうございます。心より感謝申し上げます。

また、私事ではありますが、私の妻も貴会の会員として、大変お世話になっていることも合わせて感謝申し上げます。

さて、私は2年前より釧路司法書士会の会長を引き受けさせて頂いておりますが、昨年度はこのコロナ禍の影響により、貴会の総会に出席できずまたご挨拶もできないという状況でした。今年度もこの緊急事態宣言中ということで、丸尾会長と相談しお互いに総会の出席をどうするか検討した結果、当会も明日この場所で総会がありますし、そしてまだ一度も会長になって貴会にご挨拶をしていないということで、今日は是非ともいうことで参加させていただいた次第です。

このコロナ禍の影響で、当会もそうですが、貴会の運営並びに会員の業務に関して非常に支障をきたしていることと思われます。特に本人確認において、病院や施設に入院されている本人に面会できない場合や、或いは研修会や諸会議の実施を、感染防止に気を配りながらどのように執行すればいいのか等、非常に厳しい運営状況に置かれているのではないかと思慮する次第です。

さて、昨年度当会もまた貴会においても、法改正のな かで「使命規定」が制定されました。「業務の専門家と して、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国 民生活の安定と向上に資することを使命とする。」とい うのが、土地家屋調査士法の第一条に制定されました。 そして、我々の司法書士法においても、「国民の権利を 擁護し、もって自由かつ公正な社会に寄与することを使 命とする。」という文言が制定されました。令和という 新しい時代の中において、その法の中に使命規定が制定 されたということは、まさに新しい時代を、これから如 何にして国民のために我々専門家がその業務を執行して いくのか、という責務が問われているのではないかと思 っております。そして士業においてまさに深い関連性の ある我々が、同志としてこの厳しい時代を共に協同しな がら、一歩一歩進んでいきたいと思っている次第です。 改めてお願い申し上げます。

本日は貴会において挨拶する機会を頂きましたので、 最近の司法書士会の動向について、少しだけお話をさせ ていただければと思っております。

先ほど、丸尾会長からもお話しがありましたが、先月 の4月21日に、民法の一部改正をする法律が公布され、 「相続登記義務化」がおよそ2年後施行されるというこ とになりました。我々の最近の職務におきましても、こ の高齢化社会に伴い、相続の手続が大変増えてきており ます。日本においては団塊の世代の人口比率が非常に高 いことも考慮すると、ここ5年から10年の間、相続とい う手続が業務の主流になってくると思っております。土 地家屋調査士との連携業務においても、相続の手続が増 加すると、未登記家屋の登記の問題、また古い建物を取 り壊すことによる滅失の手続き、また相続が発生した時 に、その相続人が既に地元にいない場合が非常に多く、 その物件を売却するために境界確定の作業等が非常に増 えてくるのかなと思います。そういう点においても、貴 会の会員の皆様とより連携しながら、業務を進めていき たいと思っている次第です。

昨年の12月に司法書士会において、「相続登記相談センター」という相続登記手続きに特化した相談センターを立ち上げさせていただきました。これは、全国50の単位会が全て相談センターを設置し、全国どこからでもどこの物件に関しても相談できる体制を構築しております。まさに、これからの国民の法律的な関心事は相続に関する手続きであり、我々司法書士の職務も相続手続きが主流になっていくであろうとの推定のもと、相続登記相談センターを開設しております。しかしながら、このコロナ禍の状況においては、なかなか直接の面談相談を受けることは困難な部分もあるので、電話相談を毎日各事務所にて引受ける体制で行っております。

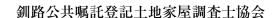
さて、貴会におかれましては、昨年度70周年を迎えられたということでございますが、我々司法書士会は、来年8月3日をもって司法書士制度150周年を迎えることになります。その広報として、メインキャラクターに女優の高橋惠子さんを採用し、特に相続・遺言について多くのメディアを使って、広告宣伝していくことになっております。

最後になりますが、貴会そして当会が、このコロナ禍の非常に厳しい状況においても、しっかりとその使命を果たした中でより一層国民の期待に応え、士業としての更なる信頼を重ねていき、共に制度の発展のために今まで以上に協働して進んでいきたいと思っておりますので、是非とも宜しくお願い申し上げます。そして、このコロナ禍の状況ですから、特に貴会会員の皆様の健康とご多幸をご祈念申し上げまして、司法書士会を代表しましての挨拶とさせていただきます。本日は、誠におめでとうございます。ありがとうございました。

CO CO CO CO CO CO CO CO CO



御挨拶



理事長 瘧 師 敏 幸

令和3年度第36回定時総会を開催するにあたり、一 言ご挨拶申し上げます。

今、わが国においては新型コロナウイルス感染症対 策の中、本日の総会にご参集いただきまして誠にありが とうございます。社員の皆様には、日ごろより、当公嘱 協会の運営活動につきましてご理解とご協力いただき、 心より感謝申し上げます。

昨年から新型コロナウイルス感染拡大を受け、今だ終息への道のりはまだまだ見通せず感染者数など増えて第4波となりつつあり、関東地区では三度目の緊急事態宣言が発せられ、居酒屋や大型商業施設、テーマパークなど幅広く休業を求められ、苦しい経営を余儀なくされておりますが、政府及び自治体の速やかな抜本的支援策により商業者のみならず医療関係従事者にも思い切った支援が必要と思われます。

コロナウイルスの変異株が急に増大しておりますが、何よりも早期にワクチンが津々浦々に行き渡り一日も早い接種が受けられるよう切望するところであります。新型コロナウイルス感染症では多くの方が犠牲となり辛い闘病生活を送り、ご遺族と対面もなく亡くなる方も居ります。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族の方に心よりお悔やみ申し上げます。

令和2年度の公益目的事業では釧路地方法務局の地 図作成作業は北見市西富町・美山町南地区は筆界承諾確 定率は100%で完了し納品できました。また、釧路市宮 本地区・弥生地区の1年目の基準点作業も無事完了する ができました。その他の入札に於いては釧路支所での第 一管区海上保安部と北海道警察釧路方面本部の敷地測量 の2件を落札しましたものの、他の入札では十勝支所で は帯広少年院用地測量業務と農林水産省経営局での国有 農地測量・境界確認委託業務の2件、釧路支所では北海 道財務局釧路財務事務所からの釧路国有財産測量業務の 1件、オホーツク支所では北海道警察本部の国有地境界・ 分筆測量業務の1件の合わせて4件が管外の競合者に落 札されてしまいました。この様な事は公嘱協会としても 由々しい事態であります。当協会は土地家屋調査士法第 63条に定められた、私達は調査士及びその調査士法人が その持てる専門的能力を結集して官公署その他政令で定 める公共の利益となる事業を行うものであり、不動産の

表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託又は申請に適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立されていることに鑑みて、今一度官公署から信頼をもって選択される協会であることに更なる研鑽が不可欠と考えるところであります。

数年来行ってきた釧路地方法務局発注の登記所備付地図作成作業に於いては、高齢化により退会する社員が増え作業人員の確保が難しく、担当社員には大変な御苦労を掛けております。そこで地図作成作業専業チームの参加者の募集を行ないましたが、思うような人数が集まりませんでした。したがって来期から十勝支所でおこなう帯広市柏林台地区の1年目の基準点作業を経験をして頂き技術力の向上及び作業工程を習得して頂き数名を総括責任者・製図班等作業の中心的役割担当者を選任したいと考えています。なお、この作業は当協会の設立趣旨でもあり、運営に於いても大変重要な業務でありますので協会社員の枠を超えて幅広く募集をさせて頂きくことも検討して参ります。

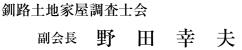
公益法人は社会の不特定多数の人のために公益目的の事業を行う善意の存在ですが、国民の信頼あってこそ税制優遇を受けています。このため昨年10月21日には主務官庁による運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査が実施されました。法人法では、理事会議事録が書面作成されているときは、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならないと口頭で指摘されました。今後とも引き続き適正な法人運営及び事業活動に努めて参ります。

公益目的自主事業については、平成30年度に北見市 東相内町の新興地区で登記基準点5点を新設して以来、 行っておりません。したがって今年度は十勝支所に於い て帯広市柏林台地区での登記所備付地図作業に伴う基準 点測量での与点となる登記基準点13点が亡失しています。 そこで管理者である帯広市と協議し与点の一部として登 記基準点設置を考えております。

結びにあたりコロナウイルスの変異株が北海道内でも多く見られるようになりました。

本日この総会にご参会賜りました皆様におかれましてはくれぐれもご自愛のうえ、益々のご隆盛とご健勝を切に祈念申し上げて、本総会のご挨拶とさせて頂きます。

就任挨拶





今年度副会長に就任いたしました釧路支部の野田です。従来から担当していた総務部長との兼任となります。土地家屋調査士の登録が平成25年ですからキャリアがまだ8年しかなく、私のことをご存じない会員の方が多くおられると思いますがどうぞよろしくお願いいたします。

私が会務に携わったのが平成29年からです。最初は総務担当理事として2年、その後令和元年から総務部長として2年、合計4年間総務担当として会務に携わってきて会の運営というものをやっと理解してきた段階です。そして今度は総務担当副会長と己の能力とは関係なしに役職が一気にどんどん迫ってきて実はかなり狼狽えております。

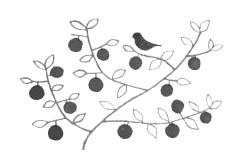
会則第29条第2項に副会長の職務が規定されています。

「副会長は、会長の定めるところにより、会長を 補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、 会長が欠員のときは、その職務を行う。」

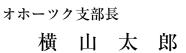
会長を補佐し、いざという時には代理する立場としてごく当たり前のことが書かれてあります。通常 "副"のつく役職はつかない役職に何か事が起きない限りそうそう出番は出てきません。とはいうものの周りの見る目は違ってきますので余り変な振る舞いはできません。総務部長になってからの2年間は丸尾会長と連絡を取り合う場面が増え、様々な協議を重ねていく中で丸尾会長の日々の格闘の様を目の当たりにし、会長職の大変さとその責任の重さを感じていました。その会長職を支えるべく、決して奢

らず謙虚に職務にあたる所存です。

総務担当としましては実はまだ知らないことだらけです。事務局から「これは10年前に取り決めしたものです。」といった話がいまだにちょくちょくあります。その度に忘れないでおこうと資料を保管していますが数年に一度という案件もあって正直忘れてしまうこともあり(忘れてしまうことの方が多い)、そうこうしているうちに通常の会務が疎かになってその場しのぎのバタバタを繰り返しております。そんな状態ですから、今後、会務に関し会員の皆様に色々とご迷惑をおかけしたりご協力をお願いすることが多々あろうかと存じますが、どうぞ寛容なお心でご容赦・ご協力をお願いいたします。



支部長就任のご挨拶





この度オホーツク支部長に就任いたしました横山 です。本会の理事兼務ということになりますが、ど うぞよろしくお願いいたします。

さて、現在釧路土地家屋調査士会では会員の減少、 高齢化に伴う様々な問題が起きております。オホー ツク支部におきましても役員の担い手不足、14条地 図作成作業における担当者の不足など様々な影響が 懸念されます。

このため、支部といたしましては、会員増加を目的とし、調査士の資格や業務を一般にPRし、土地家屋調査士の認知度を向上させる取り組みを行いたいと考えております。

また、現在コロナ禍において研修会や諸会議も中止、あるいはオンライン化となり、恒例であった支部総会後の懇親会等もしばらく開催されておりません。

会則68条には支部の目的として「会員の指導及び 連絡に関する事務を行う」とあるわけですが、この ように会員同士の顔が見えにくい状況では必要な事 務連絡等も伝わりにくい状況です。

今年度中にコロナワクチンの接種が進むことを期待し、是非また支部会員の皆様が集まり、業務の研鑽や交流ができる場を設けていきたいと考えております。

2年間皆様のご協力を頂きながら職務を行いたい と思いますので、ご指導の程どうぞよろしくお願い いたします。



日本土地家屋調査士会連合会定時総会報告 及び日調連報告

日調連理事兼釧路土地家屋調査士会 副会長

松 田 整



令和3年6月15日(火)東京ドームホテル及び各所電子会議室にて日本土地家屋調査士会連合会の定時総会が開催されました。本年度の総会は新型コロナウイルスの影響で総会開催日の東京は緊急事態宣言の最中となってしまい、通常開催とはなりませんでした。

本年度は役員等改選の年であり、会長・副会長は選挙 によって決まります。通常であれば当日の投票によって 選挙が行われますが、各会会長・各会代議員全員が東京 に集まるということも出来ません。そこで今回は、6月 3日に総会開催に関する説明会をインターネット会議で 行いました。内容としては投票権を持つ各会総会参加者 (会長、代議員) 全員から、①議案議決を当日会場にて 総会に参加する者に委任出来ること、②事前投票による 選挙を行うこと、について承認を取りたい旨が説明され ました。全員から承諾という高いハードルであったにも 関わらず、各会の総会参加者も単位会での総会などを経 験しているからでしょうか?全員が承諾したことから、 ニューノーマルに対応した総会が開催されることとなり ました。当初総会は6月15日~16日の2日間の開催予 定でしたが、15日のみの短縮開催となり、別途11日に総 会事前説明会が執り行われました。こちらも各参加者は ほぼインターネット会議での参加となりました。



東京ドームホテル総会会場

総会当日、釧路会からは日調連理事の私と日調連選挙 管理委員会副委員長である坂下顧問は東京ドームホテル で参加し、丸尾会長と代議員である野田副会長はインタ ーネットでの参加となりました。

総会は、函館会の杉村会長が議長となり粛々と進められていき、事前に投票された用紙は別会場で開票され結果が発表されました。今期の日調連会長には前会長であった岡田潤一郎氏が会長に返り咲き、副会長も留任2名、新任1名が誕生する結果となりました(他、会長指名副会長1名)。同時に各ブロックから推薦された理事も全員承認され私に関しても2期目の理事活動が始まることになりました。議案がすべて終了し総会が閉会すると通



議長の杉村函館会会長

常であれば懇親会が開催されるはずですが、そんなこと 出来るはずもなく、その代わりに夕飯となるお弁当が配 られました。なにせ緊急事態宣言中ですから文句など言 えません。ありがたく東京ドームホテルの客室でお弁当 をいただきました。



配布されたお弁当

日調連理事の2期目が始まりました。前期は社会事業部の配属でしたが、今期は業務部への配属となりました。皆様にも深く関係してきますが、本年6月1日より調査測量実施要領が廃止となり土地家屋調査士業務取扱要領が運用開始となりました。これから我々の業務の指針となる要領のマニュアル(一筆、基準点、報酬)作成が始まります。これが今期の最大の職務になると思います。他には、不動産登記規則第93条調査報告書、筆界特定制度、登記基準点関連、所有者不明土地問題、調査士カルテmap、オンライン登記申請への対応などが業務部の担当となります。

最後となりますが、日調連技術センターの委員を十勝 支部の中村浩司会員に継続していただく事になりまし た。前期で受け持ちがひと段落して委員は終了と聞いて はいたのですが、技術センターが業務部の所管であるた め、僕のお願いを聞いてもらう形でもう一期お付き合い いただくことになりました。中村さんよろしくお願いい たします。ワクチン打ったら東京でお酒のみましょう!

日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会 令和3年度(第52回)定時総会の報告

釧路土地家屋調査士会

理事 加納 芳郎



令和3年7月9日(金)午後4時から、旭川の花月会館において、標記定時総会が開催されましたので、ご報告します。

当協議会は、連合会会則27条の規定に基づき、道内の 4単位会(札幌、函館、旭川、釧路)によって組織され、 各単位会相互の緊密な連絡・協調等を目的としています。 事務所は札幌会に置かれ、定時総会の開催は基本的に札 幌以外の3単位会が持ち回りで行っています。今回は旭 川会が担当でした。

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、出席者は北海道ブロック協議会役員と各会常任理事以上の役員に制限され、全体の出席者数は26名。釧路会からの出席者は、丸尾会長、前田副会長、松田副会長・日調連理事、野田副会長、小野寺常任理事、坂下顧問・業務推進委員長、そして私の計7名でした。



会場全景

例年総会に先立って行われる式典は行われず、札幌法務局長(管区)表彰受賞者(当会の受賞者: 当職)とブロック協議会長表彰受賞者(当会の受賞者: 長岡秀和会員)は司会者から紹介されましたが、表彰式は行われませんでした。会場では、1卓1名とし、密集防止の対策がとられました。

総会次第は次のとおり。

議長に小林賢次氏(旭川会常任理事)が選出され、下 記議案が審議され、原案どおり可決承認されました。

第1号議案「令和2年度事業報告並びに収支決算報告 承認の件」

- ①事業報告(抜粋)
 - 1 職域の拡充
 - (1)業務適正化推進委員会による分離発注推進策の検討
 - (2)東北ブロックとの意見交換会を令和2年9月 5日に実施
 - 2 各種研修会等の開催
 - (1)令和2年12月21~23日に日調連中央実施型新人研修を実施し、道内参加者は各会においてWEB視聴。なお、当ブロック協議会独自の新人研修会の開催は見合わせた

- (2)「ほっかいどう地図・境界シンポジウム 2021」の開催は、新型コロナシルス感染拡大 防止の観点から前年度に引き続き中止
- (3)第15回土地家屋調査士特別研修は7月10~ 12日に札幌土地家屋調査士会館で開催され、 札幌会1名、旭川会1名が受講した
- ②収支決算報告(抜粋)

上記①2(2)の影響などで次期繰越金が 4.804.670円となった

第2号議案「令和3年度事業計画案並びに収支予算案 承認の件 |

例年同様の事業計画案と収支予算案が承認された。 第3号議案「役員改選に関する件」

執行部から提案された役員案が承認された。会長、 副会長は次のとおり。

会 長 杉村久哉 (函館会長)

副会長 室田尚人(札幌会長)

副会長 大京寺貢(旭川会長)

副会長 丸尾教綱(釧路会長)

最後に丸尾副会長から閉会の辞があった。来年度のブロック総会開催地は釧路会管内の予定。



丸尾協議会副会長の閉会の辞

閉会後、連合会の岡田潤一郎新会長とオンラインで接続し、岡田会長から「土地家屋調査士制度の発展に尽力します。コロナ禍を乗り越えて行けるよう祈ります」など、ブロック総会開催に対する祝辞をいただきました。



岡田潤一郎連合会新会長の挨拶

民法大改正から1年を経て

釧路土地家屋調査士会

顧問弁護士 簑 島 弘 幸



民法の債権編及び消滅時効の規定が大改正されて 1年あまりが経過しました。

判例雑誌など法律実務を扱う雑誌を見る限り、改 正民法の解釈を巡って鋭い対立は起きていません。

改正民法は、社会に大きな動揺を与えることなく、 溶け込みつつあるように感じます。

ただ、法律相談や契約書のチェックを行っている と、法律改正が認識されておらず、一方当事者が思 わぬ不利益を被りかねない場面に出くわします。

この1年あまりの間に目についた「落とし穴」を 2つご紹介します。

1 賃貸借契約の保証極度額(個人保証人の場合) 住居や店舗の賃貸借契約を締結するとき、賃借人 は連帯保証人を付けるよう求められるのが通例です。

これまで、連帯保証条項を含む賃貸借契約書の「連帯保証人」欄に連帯保証人となるべき人物が署名押印をすれば、有効な連帯保証契約が成立しました。

しかし、民法改正後は、これに加えて「極度額」 の明記が必要となりました(連帯保証人が個人の場 合のみ。法人による連帯保証では不要。)。

法律上の根拠は、民法465条の2です。

賃料は、占有期間の経過により順次生じる債務なので、「一定の範囲に属する不特定の債務」(民法465条の2第1項)にあたります。同条2項により、「一定の範囲に属する不特定の債務」に対する連帯保証契約は、極度額の定めがなければ、無効です。

国土交通省住宅局が保証極度額欄を設けた「賃貸住宅標準契約書」をHPで公表するなど、法改正に対応した動きはあります。

しかし、旧来の賃貸借契約書ひな形や、関係者自 作の賃貸借契約書ひな形では、保証極度額を記載す る欄すらないものがいまでも多く見受けられます。

この1年あまりの間に、契約書のチェックで「極度額設定の不備」を指摘したことが何度もあります。 賃料など「一定の範囲に属する不特定の債務」の連 帯保証契約では極度額の定めが必須であることが社 会に浸透していないと感じます。

わずかな不足が「保証契約無効」という重い結果 をもたらします。賃貸人は特に注意が必要です。

2 賃金債権の消滅時効

以前の寄稿(2018年2月号)で賃金債権の短期消滅時効(改正前は2年)の取扱が決まっていないことに触れました。その続報です。

賃金債権の消滅時効期間変更の影響が出るのは、 主に未払残業代の清算時です。消滅時効期間が伸び れば、さかのぼって清算を求められる期間が増えま す。労使の利害が真正面から対立する改正事項です。

消滅時効期間をできるだけ統一するという民法改 正の目的に照らすと、賃金債権の消滅時効期間も5 年とするのが一貫します。

しかし、使用者側は、未払残業代請求の時的範囲 が広がることに強い警戒心を持ちました。

労働者側と使用者側が綱引きをし、政治的な妥協 がされた結果、令和2年4月1日から「当分の間」、 賃金債権の消滅時効期間は3年とされました。

駆け引きの跡は、条文構造ににじみ出ています。

労働基準法115条は、「この法律の規定による賃金の請求権はこれを行使することができるときから5年間…(中略)…行わない場合は、時効によって消滅する」と定めています。この条文を素直に読むと、「賃金債権の消滅時効期間は5年になったのだな」

| 賃金債権の消滅時効期間は5年になったのだな」 と思うのが通常でしょう。

ところが、離れたところにある附則143条 3 項が「第115条の規定の適用については、当分の間、同条中「賃金の請求権はこれを行使することができる時から5年間」とあるのは、「退職手当の請求権はこれを行使することができる時から5年間、この法律の規定による賃金(退職手当を除く。)の請求権はこれを行使することができる時から3年間」とする。」と規定し、労働基準法115条を読み替えています。

条文上は「5年」の原則を確認する一方、附則によって実質を「3年」としたことには、高度な政治的配慮が見え隠れします。

なお、この労働基準法改正にあたっては、5年経 過後に社会情勢を見て再検討する旨の条項が付され ました。令和7年4月以降、賃金債権の消滅時効を 巡って、再び政治的な駆け引きが生じるでしょう。

「もうひとつの資格」

釧路土地家屋調査士会 釧路支部下川部 清 美



原稿依頼をいただき、受けてしまいましたが、自 分は文章を読むのも書くのも苦手なものなので、と ても下手な文章になることをお許しください。タイ トルも自由ということなので、不慣れな私には過酷 な仕事となりました。

その方から、アドバイスをいただきましたので、 頑張って書いてみます。少しだけお付き合いください。

唐突ですが、自分は「スキーインストラクター」 の資格を所持しています。

私の住んでいる釧路では雪が少なく、学校の授業に「スケート」があるような氷の街ですので「スキー」は縁遠く自分は会社に勤めてからはじめました。 はじめたばかりの頃は、毎日友人と仕事終わりにナイターに行き、土日は大きいスキー場へ通い、お 給料はほとんど「スキー」に費やしていました。

時はバブル経済まっただ中、有名な映画の影響もあって、どこのスキー場もリフト乗り場は列をなし、ロッジも混雑していましたが、今ではスキー人口もグンと減り、乗り場で並ぶことはほとんどなくなり、回転効率は良くなったものの、自分の体の効率が悪くなってしまった事に気付かされ、少し寂しいような悲しいような感じがしています。

氷都釧路で「スキーインストラクター」は珍しい 方なのかもしれませんが、何がきっかけになるか分 からないものです。

はじめてから数年後のある日、当時はまだ営業していた小さなスキー場で、多分お姉さんが、多分妹 さんに教えている様子を見かけました。

最初は、楽しそうに声を出しながら練習していた ようでしたが、突然、妹さんと思われる方が、スキ ーをゲレンデに投げつけ、遠目から見てもわかるく らい怒って歩いて下っているところを見てしまいました。

自分はこんなに楽しくて、大切にしている「スキー」を乱暴に扱われたのがすごく悲しい気持ちになり、せめて自分は将来、彼女のような人に少しでも楽しく教えられる様になりたいと思ったのが、資格受験を目指すきっかけとなりました。

学科と実技を苦労して、やっとの思いで手にした「インストラクター」です。文章を読むのも書くのも好きでは無く、運動が苦手の自分がよく合格出来たものだと思っています。

合格当初は上級者の指導もしていましたが、近年 は小学生を指導する機会が増え、子供達に教えても らうことが多い事に気づかされます。

1日限りの班編制の中で、他人を気遣ったり、お 互いを助けあったり、中にはわがままをいう子をキ チンと叱ってくれる子もいます。

もちろん、学年、性別、本人の兄弟関係で態度が 分かれる事が多いのですが、意外と関係ない子もい るものです。多分、その子の性格なのでしょうか、 低学年の一人っ子ちゃんが上級生の世話をしたりし ている子もいたりして、見ていると「スキー」を通 じて上下関係や助け合い等、大人の私が学ばされる ことが多々あります。

最近では、生徒さんの数もどんどん減ってきてしまって寂しい限りではありますが、なんとか今年もコロナ対策をしながら、無事スキー講習をすることが出来ました。

一日も早くコロナが収束に近づいて、色々なこと が難しいとは思いますが、今までと同じように出来 ることを願いながら文章を終わりたいと思います。

最後まで読んで頂き、ありがとうございました。

これまでの出来事



田川勝雄

私は、昭和53年に道立三笠高等学校の土木科を卒業し、十勝に来ました。建設会社に就職して、さまざまな工事を経験しました。

狩勝峠覆道工事(クロソイド曲線の鉄筋の寸法計算)や、八千代の取水施設及び配水施設の建設(発破の使用)、石狩川江部乙地区護岸工事(筏つり降ろし工法)、日立建機浦幌試験場造成工事や一般廃棄物最終処分場などを経験することができ、このまま建設会社で定年を迎えるのかなと思っていましたが、なぜか今は土地家屋調査士をやっています。

初めて土地家屋調査士の名を知ったのは、昭和60年ごろで、会社には号級昇級に必要な資格があったのです。

高校卒業者は測量士補(1年目に)、乙種火薬類 取扱主任(3年目に)、2級(5年目に)及び1級(9 年目に)土木施工管理技士を取得しました。

土地家屋調査士の試験をそのころ何も経験のない のに参考書だけで受験しました。もちろん惨敗でし た。図面作製がとても難しく、対数表、算盤、計算 尺等による面積計算はまるでできず、その時はあき らめました。

転期は平成9年高島橋(十勝初グレーチング工法) 工事の時でした、号級昇級が見送られたのです。同 期の者では資格がなくても会社で十分な能力が認め られて、昇級した者もいました。公共事業の評価で は高得点を取っていたのに会社では評価されなかっ たようです。

心機一転、土地家屋調査士の資格を取ろうと帯広

の日建学院で勉強(学院で一緒になった方から、調査士開業後、換地処分地の建物表題登記の方法をご教授いただいた)、早稲田法科専門学院合宿(合宿で同室となった方と親交を深めた)で勉強し、平成12年に合格することが出来ました。合格後は、すぐに調査士会に入会し前年度合格者とともに新人研修を受け開業となりました。当時の支部長に開業はお勧めできないといわれましたが、何とかやっています。実務経験のない私は、土地の登記については地元の先輩調査士に相談することができ業務をこなすことができています。

追記

勉強の為に旭川会、札幌会の研修に参加したり、 函館地方法務局まで見学に行ったりもしました。





北見市西富地区、美山町南地区 法14条地図作成作業を終えて

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 オホーツク支所 澤 田 武



一昨年前の今頃、釧路地方法務局より「登記所備付地 図作成作業」を受託し、本作業への参加をさせていただ く事となりました。昨今国土調査法による地籍調査が都 市部をはじめ依然として進まぬなか、土地家屋調査士法 第1条にある「土地家屋調査士は、不動産の表示に関す る登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家とし て、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民 生活の安定と向上に資することを使命とする。」を実践 するに相応しい作業であり、初めて携わる不安感より土 地家屋調査士として使命を果たせるワクワク感の方が強 かったのを覚えています。

作業内容としては北見市西富地区、北見市美山町南地区の2地区 予定面積0.62km 予定筆数2,548筆 4級基準点358点 北見市西富地区を3班、北見市美山町南地区を4班の合計7班体制での実施となりました。

1年目作業(2019年)では4級基準点測量の実施を予定しており、8月下旬に担当区域の決定や基準点測量の注意点及び統一事項について、釧路地方法務局北見支局の担当表示登記専門官を交えて確認協議を行い、後続作業に臨みました。

統括班より提供された配点予定図を基に、現地選点を 行い、北見支局の承認を受けたのち、4級基準点観測作 業を実施しました。

観測データは統括班で、一括計算整理を行い納品し、 1年目作業が完了しました。

2年目作業(2020年)では、貸与された公図、登記資料及び北見市をはじめ国や道が保有する資料から整合性や矛盾点を抽出して、これから始まる一筆地調査・測量に備えました。

今回の作業では、新型コロナウイルスまん延による緊急事態宣言発令に伴い「地域住民への説明会」が中止となり、更に一次立会調査の開始時期が宣言解除後の5月25日に先延ばしになるなど、スタート段階から出遅れ、後続作業への影響が懸念されましたが、一次立会において関係者不在であっても境界探査のため土地へ立入る事を案内文に記載するなど柔軟な対応により遅延を回避する事ができました。

私が担当した区域は公図が土地連絡図(土地整理図)で、調査区域と隣接する北西側は区画整理実施され、調査区域内は大部分が昭和40年代に宅地分譲された地区でありました。

地形は北から南へ約12.1m下がり、西から東へ約13.6m 下がる傾斜地で各区画にはコンクリート塀や土留めが施 されていました。地形や土地分譲時期の測量機器の性能、現在は廃点となった二等多角点により組成された敷地を考慮すると、登記資料と現地の照合結果が想像できると思います。



観測風景



調査地区の町並み

地図作成作業にあたっては、筆界特定制度への対応を 念頭に調査結果に基づき釧路地方法務局総括登記官及び 北見支局表示登記専門官と確認協議のうえ調整方針を確 定し筆界の確定を行いました。

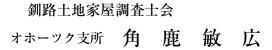
二次立会では通常、既設境界標とのズレが5cm以上ある場合は所有者からの異議が噴出する事が多く20cm以上の差異も多数あったことから所有者からのお怒りを一身に受け止める覚悟で、真実を誠実に説明し、この地図作成作業の意義をご理解頂くよう努めた結果、私が担当した地区の全員から承諾を得ることが出来、ほっと胸をなでおろしました。

今回、法14条地図作成作業に参加させて頂き、業務遂 行の過程で数多くの諸先輩方から御意見御指導いただい た事をこの場をお借りして御礼申し上げます。

また、14条地図作成の目的を共有し、当事者として関係所有者との対応など御尽力いただいた北見支局表示登記専門官には心から感謝申し上げる次第です。

最後に、法14条地図作成作業は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、地域社会への貢献を示すことが出来る作業であり、今後とも継続し協力させていただく所存です。

入会のご挨拶





令和3年5月6日付け、釧路土地家屋調査士会に 入会させていただきました角鹿敏広(つのかとしひ ろ)と申します。どうぞ、よろしくお願いいたしま す。

私は、昭和40年十勝の地で生まれ、小、中、高と 気球の町、上士幌町で育ちました。

その後、昭和59年釧路地方法務局での採用となり、 主に道東を中心に異動、勤務してまいりました。近 年では、札幌法務局民事行政部不動産登記部門に在 籍していましたが、ラスト5年を残し、この春、早 期退職致しました。まずは、法務局在職中、皆様に おかれましては、大変お世話になりましたことを深 く感謝し、お礼を申し上げます。

この度、北見市の藤井先生からお声をかけていただき、司法書士並びに土地家屋調査士として第二の人生をスタートする運びとなりました。決して畑違いではありませんが、受理する立場から、申請する立場に180度変わり、戸惑い、苦慮する日々が続いております。若輩者の私ですが、努力を重ね精進して参りますので、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしく、お願い申し上げます。

目下、新型コロナウイルスの影響で公私ともに何かと不自由な時間をお過ごしのことと思います。平穏な一日が戻りますこと、並びに皆様のご健康をお祈りして、ご挨拶に代えさせていただきます。



オンライン申請のすすめ

釧路土地家屋調査士会 業務部



オンライン申請

やらなきゃいけないとは思うんだけど、設定や操作が面倒。 それに、あまりメリットも感じられないし...

えーっ、まだやってなかったんですか~ 信じられない... 以前のJavaを使っていた頃に比べ、環境設定は楽になったし、 申請用ソフトや署名ツールなど、使い勝手も良くなっている んですよ。それに、メリットだって結構あるし...







- 登記完了のお知らせが、すぐにメールで送られてきます。
- ・補正の際は、法務局に行かなくても、事務所のパソコンや、 出先からノートパソコンでもできます。
- ・調査報告書、地積測量図、建物図面などは、PDFやXML・TIF データで送信することで、プリントしなくても済み、経費の 節減につながります。
- ・面倒な原本還付用の書類作成も、PDF化して電子署名すれば、 コピーしていくつもゴム印・印鑑を押さなくてもOKです。
- ・登記事項証明書だって、オンライン申請で取得すれば安くなる し、申請は夜の9時までできるから、前の晩に準備しておく こともできます。

そしてね、調査士報告方式による申請方法も追加されて、 委任状の原本提出や所有権証明書等の原本提示も省略 できるようになったんです。

コンピュータ化されていない資料の収集など、法務局へ 行かなければならないこともあるけど、登記申請が完全 オンラインでできるようになりました。

申請方法の詳細は、一昨年の12月7日に開催された全体 研修会の資料(本会HPの業務部にUP済み)に載っていますよ。





先ずは、土地家屋調査士の電子証明書を取得しましょうね。

ダウンロードの説明は、日調連会員のページ→オンライン申請関係(セコム パスポート for G-ID) に書かれています。以下はPCの環境設定の流れです。

- 1.オンライン申請関連ツール(旧バージョン)のアンインストール
 - ・ICカードドライバ ・電子署名プラグインソフト(Signed PDF)
 - ・XML署名ツール ・ICカード検証ツール
- 2.信頼済みサイトへの登録

https://t-k-download.moj.go.jp/

https://touki-gw.moj.go.jp

- 3.ポップアップブロック機能の設定 www.touki-kyoutakukyoutaku-net.moj.go.jp
- 4. 【Windows 8.1, 7, Vista】.NET Framework4.5.2又は.NET Framework4.6 【Windows 10】.NET Framework4.6 のインストール http://msdn.microsoft.com/ja-jp/vstudio/aa496123
- 5.政府共用認証局の自己署名証明書のインストール http://www.gpki.go.jp/apca2/APCA2Root.der
- 6.申請データ(XML文書)とInternet Explorerの関連付け
- 7.申請者情報登録

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html

8.申請用総合ソフトのインスール

10. X M L 署名ツールのインスール

https://t-k-download.moj.go.jp/application/update/ShinseiyoSogoSoft.application

- 9.Acrobat Reader DC のインストール https://get.adobe.com/jp/reader/otherversions/

http://www.chosashi.or.jp/members_new/docs/online/xmlsign.zip





ご安心ください!

釧路土地家屋調査士会では、サポート担当者が、あなたの 事務所に伺って、オンライン申請のための環境設定、各種 ソフトの使い方をご指導いたします。 詳細は事務局まで。

【オンライン申請のサポート窓口】

釧路土地家屋調査士会 0154-41-3463

オンライン申請サポート担当

中村 浩司 0155-62-2616

松田 $0\ 9\ 0\ -\ 9\ 0\ 8\ 0\ -\ 1\ 5\ 4\ 5$

《会のうごき》

自 令和3年2月~至 令和3年7月

月	日	主 要 事 項	開催場所	開催時間	備考		
2	6	業務・研修部会	各事務所(WEB会議)	9:30~12:00	業務・研修部他8名		
	9	調査士法違反実態調査 十勝支部	帯広支局	9:00~16:00	十勝支部4名		
	10	調査士法違反実態調査 十勝支部	帯広支局	9:00~16:00	十勝支部4名		
3	6	北海道ブロック業務適正化推進委員会	札 幌 会 会 議 室	15:00~18:00	坂下・丸尾		
	"	業務・研修部会	各事務所(WEB会議)	15:00~18:00	業務・研修部他7名		
	10	常任理事会	各 会 場(WEB会議)	14:00~16:30	正副会長・常任理事・横山理事 計9名		
	13	第2回全体研修会	各 会 場(WEB会議)	13:00~15:30	講師 林原センター長 会場27名・WEB28名		
	23	マンガ小冊子の制作に関する説明会	各 会 場(WEB会議)	13:30~14:30	加納常任理事		
	29	池田町空家等対策協議会	池田町社会福祉センター	13:30~	小野寺常任理事		
4	14	会計監査	事務局会議室	10:00~13:00	中村圭佐・阿部・丸尾・遠藤		
	"	役員選任委員会	事務局会議室	13:00~14:00	丸尾・小泉・野田・渡邊晃・岩浅・澤田		
	"	常任理事会	各 会 場(WEB会議)	14:00~17:00	正副会長・常任理事・横山理事 計10名		
	21	第1回支部長会議	各 支 部 会 場	13:00~14:00	支部長3名 本会5名		
	"	第1回理事会	"	14:30~17:00	役員15名 オブザーバー2名		
	24	北公連と北海道ブロック協議会及び 同協議会業務適正化推進委員会会合	札 幌 会 会 議 室	16:00~18:00	丸尾会長・瘧師公嘱理事長・坂下業務適正 化推進委員長		
5	17	登録交付式	事務局会議室	14:00~14:30	丸尾会長・野田総務部長		
	"	ほっかいどう安心住まいづくりネットワーク 設立総会	モントレエーデルホフ札幌 (WEB参加)	14:00~14:30	松田副会長		
	"	定時総会	ホテルグランテラス帯広	15:00~16:40	本人出席29名 委任状45名		
6	4	ブロック協議会役員会	札 幌 会 会 議 室	13:30~	前田・松田		
	11	定時総会事前説明会	丸尾事務所(WEB)	15:00~16:15	丸尾会長		
	"	業務・研修部会	各事務所(WEB会議)	18:00~20:10	業務・研修部他7名		
	16	連合会定時総会	土地家屋調査士会館 (WEB)	13:30~16:20	丸尾会長・野田常任理事		
	18	第2回支部長会議	各 会 場(WEB会議)	14:00~14:30	支部長3名 本会4名		
	11	第2回理事会	"	14:30~16:30	役員14名 オブザーバー2名		
7	1	登録事前面談	丸 尾 事 務 所	16:00~16:30	丸尾会長 新入会員 川野滋生		
	9	ブロック業務適正化推進委員会	花月会館(旭川)	14:30~15:30	坂下・丸尾		
	"	ブロック協議会定時総会	"	16:00~18:00	釧路会8名		
	16	広報部会	事務局会議室	10:00~15:00	加納・長岡・佐渡		

-《会 員 異 動》-

新入会員



オホーツク支部 角 鹿 敏 広 会員 令和3年5月6日登録

事務所所在地 北見市本町2丁目1番6号 生年月日 昭和40年8月16日 電話番号 0157-22-3636

退会者

オホーツク支部 堀川清隆殿

令和3年3月31日 退会しました。(会到着日)

オホーツク支部 毛利安男殿

令和3年6月15日 退会しました。(会到着日)

-《登録事項変更》-

変更なし

《会員数 令和3年7月1日現在 76名》

⊹編 集 後 記──

本号の発行に際しまして、多くの方々からお忙しい中ご寄稿をいただきました。 心から感謝いたします。

最近の世間の話題は、新型コロナワクチン接種の進捗状況でしょうか。住んでいる市町村によって進捗にばらつきがあるようで、「打った?」「まだ!」「二回目が済んだ」「副反応が・・」との会話に一喜一憂する日々です。

今年度の連合会定時総会は新型コロナウィルス感染拡大防止のため、会場の出席人数を制限 し、オンラインでのライブ配信も行われました。

ワクチン接種が進み、一日も早く、安心できる日常が戻ることを祈ります。

今年度から連合会による「年次研修」が始まります。全国すべての会員に受講義務のある研修で、運営は各調査士会が行うこととなっています。詳細はこれからのようです。 (加納)

広報 部長 加納 芳郎

広報担当理事 長岡 秀和 佐渡 真弓

ケガや病気による 入院・通院に 備えておきたいな。

登記誤りを起こして しまい、顧客から 損害賠償請求を 受けてしまった。

THE REPORT OF STREET, 土地家屋調査士を 取り巻く THE REAL PROPERTY OF THE PARTY さまざまなリスク その時 お役に立ちます

ケガや病気で入院。 その間の収入を どうしよう。。。

THE REAL TH 損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166 <代理店:扱者>

東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階 〒101-0061

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社** TEL.03(3259)6692

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課 〒101-8011

B20-102557 使用期限: 2022年4月1日

【新刊図書のご案内】

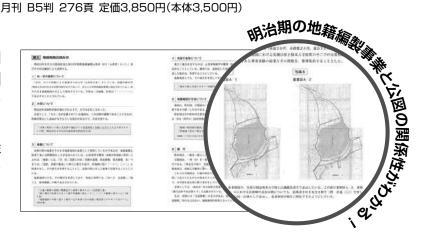
地籍地図をマスターすれば、公図の理解がより深まる!



筆界特定のための 地籍編製地籍地図の 読み方と知識

前·鳴門公証役場公証人、元·松山地方法務局長 **大唐正秀** 著 2021年5月刊 B5判 276頁 定価3,850円(本体3,500円)

- ●役所保管地籍地図、法務局和 紙公図等を研究材料とし、調 査分析を行った著者の知見を 取りまとめた書。
- ●裁判での利活用や地籍地図評価など、様々な実務において活用できる、画期的な一冊。



目次(本文内に34問のQ&Aを併用しています)

第1編 地籍地図編製とその読み方

- 第1 公図作成の概要とその経緯
- 第2 その後における公図の歴史
- 第3 地籍地図の作成について
- 第4 徳島県における地籍編製
- 第5 地籍地図の読み方

第2編 下山家の「一村全図・各字図(検本図)」の概要

- Q 字図の通し番号はどのような順番で付番しているのであろうか
- Q 和紙による正副本は、どのようにして作成したのであろうか
- Q 原本に存在する位置形状のすべてを正確性を確保しつつ写し 取っていくために、先人の工夫はどうであったのであろうか
- Q 字図における地番の配列は、どのような順番で付番している のであろうか

第3編 下山家の「一村全図、各字図(検本図)」の分析

- Q 取水構(落水構)という構築区域が、字図抽出上どのように 取り扱われたのであろうか
- Q 平行線引き罫線間に何らかの規則性が存在するのか否か

- Q 地籍地図における正副本は、どのようにして作成したのであ ろうか
- Q 畦畔の描画はどのような技術力を駆使して描いたのであろうか
- Q 和紙に測点(与点ではない。)を針でブロットする場合のブロットの誤差については、どうであろうか
- Q いずれの字図が、その鋳型(元図)となっているのであろうか
- Q 地籍地図の元図となり得る資格は、どのような要件が備わっていればいいのであろうか

第4編 下山家の検本字図(地籍地図の元図)の実証的分析

- Q 相互間に生じてくる位置のずれ発生のメカニズムとその原因 について、一体どのようにすれば合理性を見いだすことがで きるのであろうか
- Q 両空中写真中に写っている本件赤道の「形状」が一致するか どうか
- Q 米軍写真及び地理院写真に写った長狭物(ここでは赤道)を 重ね合わせていくと、相互間に生じてくるずれ具合について、 一体どのようにすれば合理性を見いだすことができるのであ ろうか

実務家にとって「備えておきたい情報」が満載



^{先例から読み解く!} **建物**の表示に関する 登記の実務

後藤浩平 著

2018年10月刊 A5判 488頁 定価4,730円(本体4,300円)



先例から読み解く!

土地の表示に関する 登記の実務

後藤浩平・宇山聡 著

2017年12月刊 A5判 800頁 定価7,370円(本体6,700円)

□本加除出版 〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
□本加除出版 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID:@nihonkajo

請求入金デム土地家屋調査士版



CADシステム(表示登記申請システムオプション機能)

公図等の読み込み機能を強化、座標から建物の底地も簡単作図、プロット マーク一括配置に対応!新たな機能を追加して図面作成をサポートします!

位置情報ファイルの取り込みを標準装備! IJCAD は標準機能で位置情報ファイル (ワールドファイル) の取込に対応して

います。(.tfw、.jgw)

土地図面・建物図面の作成方法を 動画で配信しています!

表示登記申請システム CAD 🏻 検索

請求入金システム(土地家屋調査士版)

請求~入金・預リ・精算処理をソフトが 振替伝票を生成し、弥生会計にデータ を出力。年次更新で事務所様の決算 期間で年毎に請求データを管理でき ます。土地・建物・区分建物の計算書 や、年計報告書の作成も可能です。







タイプA

表示登記 + CAD + 請求入金 申請システム + システム + 決済処理システム

一括購入

5年リース

¥458,000 月額¥8,400

CAD 表示登記 申請システム システム

一括購入

¥398,000 月額¥7,300

5年リース 5年リース 一括購入

¥218,000 月額¥4,100

表示登記申請システム

表示登記 + 請求入金 決済処理システム

一括購入 5年リース

¥278,000 月額¥5,200

請求入金 決済処理システム 一括購入

¥60,000

表記はすべてスタンドアロン版の価格です。ネットワーク版をご希望の場合は別途お問い合わせください。全て税抜き価格となります。

おおと 株式会社ビー





















土地家屋調査士業務支援システム【トレンドレックス】



土地家屋調査士の業務をワンパッケージでサポート!

「TREND REX」は、不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成(登記申請書・委任状・不動産調査報告 書等)から事件管理・顧客管理・立会の管理に至るまで、調査士業務の効率化および省力化をサポートします。

受託·事件管理

情報収集

調査·測量·図面作成

書面作成

製品情報

調査報告書

登記申請書

オンライン申請

報酬額計算







ページからダウンロードしてお試しいただけます。

福井コンピュータ株式会社

北日本営業所/仙台市宮城野区名掛丁205番地の1 広瀬通SEビル2F

札幌·盛岡·仙台·水戸·宇都宮·高崎·新潟·長野· さいたま・千葉・東京・川崎・静岡・名古屋・岐阜・ 福井·京都·大阪·神戸·岡山·高松·松山·広島· 山口·福岡·熊本·別府·宮崎·鹿児島·那覇

● 製品情報・カタログ請求・各種お問い合わせは

福井コンピュータ Q検察 https://const.fukuicompu.co.jp

福井コンピュータ 〇検索





基礎力総合編/受講期間6ヵ月

DVDタイプ WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も 学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が 最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材 『(択一) 合格ノート』 と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け 通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの 最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

内堀 博夫 术 レクチャー 本学院専任講師

土地家屋調査士は不動産に関しての調査、測量を行い、登 記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土 地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力 養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作 図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対 策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。 本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学 習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通 じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていま すので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の 最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査 士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左 右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をも とに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教 材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、 時間的ロスをなくしたうえに、学習進行中や本試験直前の見直しに おいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

▶初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士 として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな 理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納 得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

/±			
使	NH 100	最新版 土地家屋調査士六法	1 ∰
(教)	学習補助教材	六法の読み方入門	1 冊
		最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1 冊
	択一式学習用教材	テキスト 合格ノート Ι 不動産登記法編〈総論、表題部所有者、土地〉	1 冊
		テキスト 合格ノート Ⅱ 不動産登記法編〈建物、区分建物、申請書様式〉	1 冊
	IV TOTALITIES	テキスト 合格ノート Ⅲ 改正民法	1 冊
		テキスト 合格ノート IV 土地家屋調査士法編	1 冊
	書式学習用教材	土地家屋調査士試験に必要な数学	1 冊
		測量・面積計算&図面作成〈第六版〉 および 調査士作図演習帳	各1冊
		テキスト 書式攻略ノート Ι 土地 / 答案用紙冊子 (練習問題用)	各1冊
		テキスト 書式攻略ノート Ⅱ 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
		テキスト 書式攻略ノート Ⅲ 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
		新版 択一過去問マスター I (民法、土地家屋調査士、総論)〈第七版〉	1 冊
	問題集	新版 択一過去問マスターⅡ(土地、建物、区分建物)〈第七版〉	1 冊
	问起来	新版 書式過去問マスター I (土地)〈第三版〉	1 冊
		新版 書式過去問マスターⅡ(建物、区分建物)〈第三版〉	1 冊
	提出課題	問題編(択一式:5回/書式:3回の合計8回分を収録)書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	16 山 赤 丛	解説編(各回別冊)	8冊
	実力確認テスト	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
	解説講義	DVD または ダウンロード(WMV)ファイル(約2時間30分/1巻)	全31巻
	作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらチャン」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	17四加大	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、 特別減免学費で お申込みできます。





土地家屋調査士 新·最短合格講座

基礎力総合編 / DVDタイプ

● 一般学費 222,200円

● 特別減免学費 166,650円

基礎力総合編 WMV映像ダウンロードタイプ

● 一般学費 182,600円

145,200円 ● 特別減免学費



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL ★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018 ★HP. https://www.thg.co.jp







〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階

★近時の法改正や実務の動きを踏まえた最新の内容!

示登記実務マニュアル



すいせん日本土地家屋調査士会連合会

集表示登記制度実務研究会

代表 西本 孔昭 (日本土地家屋調査士会連合会顧問)

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,122頁 定価12,100円(本体11,000円)送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せての

★登記官・土地家屋調査土必携!

に登記申請マニュアル



すいせん日本土地家屋調査士会連合会

集表示登記申請実務研究会

代表 新井 克美 (元横浜地方法務局長・元公証人)

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,476頁 定価13,200円(本体12,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せての

★状況に応じた適切な文書を作成するために!

陸地をめぐるトラブル

-筆界・所有権界、道路・通路、近隣紛争

編 著 馬橋 隆紀(弁護士)

多田 幸生 (弁護士) 中野 仁(弁護士)

幸田 宏(弁護士) | 古屋 丈順 (弁護士)

平野 正也(弁護士)

大谷 和夫 (土地家屋調査士) 平本 沙乙里 (弁護士)

B5判·総頁522頁 定価6.380円(本体5,800円)

送料570円

定価5,830円

★一筋縄ではいかない権利問題を解消!

 $\mathbf{Q} & \mathbf{A}$

権利調整をめぐる実務

-複雑な権利関係への対応-

天海 義彦 (弁護士・明治大学専門職大学院法務研究科特任教授)

渡辺 晋(弁護士) 古屋 丈順(弁護士)

橋本 潤(弁護士) 村山 輝紀(弁護士) 山本 幸太郎(弁護士) 青木 康洋(弁護士) 久保田 理広(弁護士)

A5判·総頁304頁 定価4.290円(本体3,900円) 送料460円 (電子版) 定価3,960円 (本体3,600円)



| 120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト https://www.sn-hoki.co.ip/ E-mail sapporo-eigyo@sn-hoki.co.jp



〔電子版〕 (本体5,300円)



アイザック株式会社

〒065-0019 札幌市東区北19条東4丁目2番2号

TEL:011-733-3577 / FAX: 011-721-3233

https://www.aizax.com

株式会社旭川システムサービス

〒078-8217 旭川市7条通19丁目左8号

TEL:0166-33-3900 / FAX : 0166-33-5201

http://asspythagoras.com